

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公開番号】特開2012-212608(P2012-212608A)

【公開日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-045

【出願番号】特願2011-78342(P2011-78342)

【国際特許分類】

H 01 M 2/10 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/10 Y

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月17日(2014.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート状正極と、シート状負極と、セパレータとからなる電極積層体と、電解液とを密閉したラミネートフィルム外装材を有する単位電池を、両面接着テープで接着することで複数積層した電池パックであって、

前記両面接着テープの総外周長が、何れの接着面においても前記ラミネートフィルム外装材における前記電極積層体の収容箇所に対応する領域である電極積層領域の外周長より長いことを特徴とする電池パック。

【請求項2】

前記両面接着テープの外周長が前記電極積層領域の外周長より短いことを特徴とする請求項1に記載の電池パック。

【請求項3】

平板部と、前記平板部の両端部から前記平板部に垂直な方向に延在する側板部と、を備えた電池保護部材を有し、

前記電池保護部材の前記平板部に前記両面接着テープによって前記単位電池が接着されることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の電池パック。

【請求項4】

前記平板部の両面に前記両面接着テープによって前記単位電池が接着されることを特徴とする請求項3に記載の電池パック。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、上記のような問題を解決するものであって、本発明に係る電池パックは、シート状正極と、シート状負極と、セパレータとからなる電極積層体と、電解液とを密閉したラミネートフィルム外装材を有する単位電池を、両面接着テープで接着することで複数積層した電池パックであって、前記両面接着テープの総外周長が、何れの接着面においても前記ラミネートフィルム外装材における前記電極積層体の収容箇所に対応する領域であ

る電極積層領域の外周長より長いことを特徴とする

また、本発明に係る電池パックは、前記両面接着テープの外周長が前記電極積層領域の外周長より短いことを特徴とする。

また、本発明に係る電池パックは、平板部と、前記平板部の両端部から前記平板部に垂直な方向に延在する側板部と、を備えた電池保護部材を有し、前記電池保護部材の前記平板部に前記両面接着テープによって前記単位電池が接着されることを特徴とする。

また、本発明に係る電池パックは、前記平板部の両面に前記両面接着テープによって前記単位電池が接着されることを特徴とする。